

学術企画における経費・補助金交付に関する申し合わせ

日本スポーツ体育健康科学学術連合

1. 目的

研究成果を広く社会に還元し、スポーツ・体育・健康科学の存在価値を高めることを目的とする。（「会則 第2章 目的及び事業」を参照）

2. 主催

(1) 学術連合大会・公開シンポジウム・講演会等の学術企画は次の学術団体が主催することとする。

- ・学術連合加盟学術団体（単独または合同で開催する場合がある）
- ・日本スポーツ体育健康科学学術連合（以下、「学術連合」）

(2) 必要に応じて、次の学術団体を加えることができる。

- ・日本学術会議 健康・生活科学委員会 健康・スポーツ科学分科会

3. 使途および金額

(1) 学術連合が主催する大会・公開シンポジウム・講演会における1人あたりの謝金支給額は、当該学会員の場合は1万円以内、当該学会員以外の場合は5万円以内とする。その他の経費の使途および上限金額は、運営委員会の審議を経て決定する。

(2) 加盟学術団体が主催する公開シンポジウム・講演会に対する補助金は、講演者に対する謝金・交通費等の必要経費に活用するものとする。補助金の上限額については、1件について5万円以内とし、1人あたりの謝金支給額は、当該学会員の場合は1万円以内、当該学会員以外の場合は5万円以内とする。

4. 申請の手続き

(1) 学術連合が主催する大会・公開シンポジウム・講演会における加盟団体に対する補助金交付の手続きは、運営委員会の審議を経て決定する。

(2) 加盟学術団体が主催する公開シンポジウム・講演会に対する補助金は、当該年度のうち前期（4～9月）分については前年度までに、後期（10

～3月)分については当該年度の9月までに募集する。申請書には次の事項を記載する。

- ・ 主催団体名
- ・ 会議の名称・場所・日程
- ・ 開催趣旨
- ・ シンポジウム・講演会のテーマ、司会、演者・演題
- ・ 申請金額・使途
- ・ その他

5. 補助金の交付条件・支払い方法等

(1) 交付の決定

運営委員会の審議を経て決定する。

(2) 交付条件

- 1) 学術連合が主催する大会・公開シンポジウム・講演会における加盟団体に対する補助金交付条件は、運営委員会の審議を経て決定する。
- 2) 加盟学術団体が主催する公開シンポジウム・講演会に対する補助金の交付条件は、下記の通りとする。ただし、「会則 第2章 目的及び事業」に基づき、研究成果を広く社会に還元するため、交付回数の少ない団体への交付を優先する。
 - ・ 交付回数が連続で3回以下であること
 - ・ 申請書に「4. 申請の手続き」に提示された事項が記載されていること
 - ・ 補助金の内定を受けた事業(講演会、シンポジウム)については、一般公開にして、聴講・参加料を無料とすること
 - ・ 本学術連合の協賛を受けたことを大会要項やHP上で広報すること

(3) 提出書類と補助金の支払方法

補助金交付の内定を受けた加盟団体は、当該事業の終了後に、次の4点を添え、補助金を請求する。

- ・ 事業終了報告
- ・ 領収書のコピー(実際の支払者の写し)

- ・ 一般公開および聴講・参加料無料であることがわかる資料
 - ・ 本学術連合の助成を受けたことを広報したことがわかる資料
- 上記関係書類を事務局において確認した上で、補助金を振込する（精算払）。

6. 附則

平成 23 年 6 月 11 日決定

平成 24 年 6 月 21 日改訂

平成 30 年 11 月 16 日改訂